

身近な自然も対象に
『自然共生サイト』



『自然共生サイト』について



自然共生サイトとは

ネイチャーポジティブの実現に向けた取組として、環境省では令和5年度から自然共生サイト認定（328箇所認定）を行ってきました。令和7年度からは、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律に基づき、企業の森や里地里山、都市の緑地など民間の取組等、地域生物多様性増進活動の実施計画を認定する制度を開始しました。認定された活動の実施区域を「自然共生サイト」と呼びます。

- 対象となる計画は、企業等による「増進活動実施計画」又は市町村が取りまとめを行う「連携増進活動実施計画」があります。
- 「自然共生サイト」に認定された区域（維持タイプ）のうち、**保護地域との重複を除いた区域**を『OECDM』として登録。

『地域生物多様性増進活動』の 対象となる区域について

地域生物多様性増進活動の対象となる活動は、

例えば…

企業の森、ナショナルトラスト、バードサンクチュアリ、ビオトープ、自然観察の森、里地里山、森林施業地、水源の森、社寺林、文化的・歴史的な価値を有する地域、企業敷地内の緑地、屋敷林、緑道、都市内の緑地、風致保全の樹林、都市内の公園、ゴルフ場、スキー場、研究機関の森林、環境教育に活用されている森林、防災・減災目的の森林、遊水池、河川敷、水源涵養や炭素固定・吸収目的の森林、建物の屋上、試験・訓練のための草原・・・

といった場所において行われる、既に良好な生物多様性の存在する場を維持する活動（維持タイプ）と、生物多様性を回復・創出する活動（回復・創出タイプ）です。

OECDM

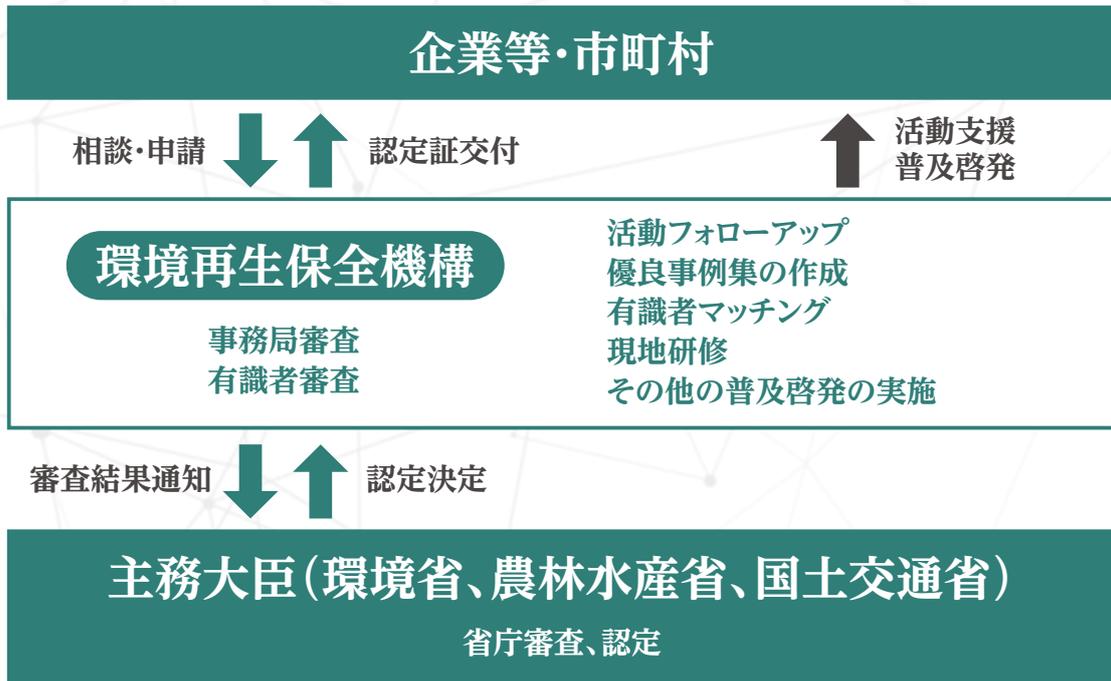
2010年に日本で生まれた
自然を守る方法です。

生物多様性条約第15回締約国会議（CBD-COP15）において、2030年までの新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。この世界目標を踏まえ、我が国では、2030年ミッションとして、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」の実現を掲げています。この実現に向けて、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標（30by30目標）を位置づけています。

【保護地域以外】で、生物多様性保全に資する地域

Other Effective area-based Conservation Measures

認定スキームのイメージ



認定基準

1. 活動の区域に関する基準

※ 維持タイプの場合：生物多様性の価値に関する基準

2. 活動の実施体制に関する基準
3. 計画期間に関する基準
4. 活動内容及び実施時期に関する基準
5. 活動の目標に関する基準
6. 特例に関する基準

「生物多様性の価値に関する基準」の具体的内容

以下のいずれかの価値を有すること

場	① 公的機関によって、生物多様性保全上の重要性が既に認められている場
	② 原生的な自然生態系が存する場
	③ 里地里山といった二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場
	④ 生態系サービス提供の場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場
	⑤ 伝統工芸や伝統行事といった地域の伝統文化のために活用されている自然資源の供給の場
種	⑥ 希少な動植物種が生息生育している場又は生息生育している可能性が高い場
	⑦ 分布が限定されている、特異な環境へ依存するなど、その生態に特殊性のある種が生息生育している場又は生息生育の可能性が高い場
機能	⑧ 越冬、休息、繁殖、採餌、移動(渡り)など、動物の生活史にとって重要な場
	⑨ 既存の保護地域等に隣接する又はそれらを接続するなど、緩衝機能や連続性・連結性を高める機能を有する場

30by30目標とは

サーティ パイ サーティ
30 by 30

2030年までに陸と海の
30%以上を保全する
新たな世界目標



30by30(サーティ・バイ・サーティ)とは、2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させる(ネイチャーポジティブ)というゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。

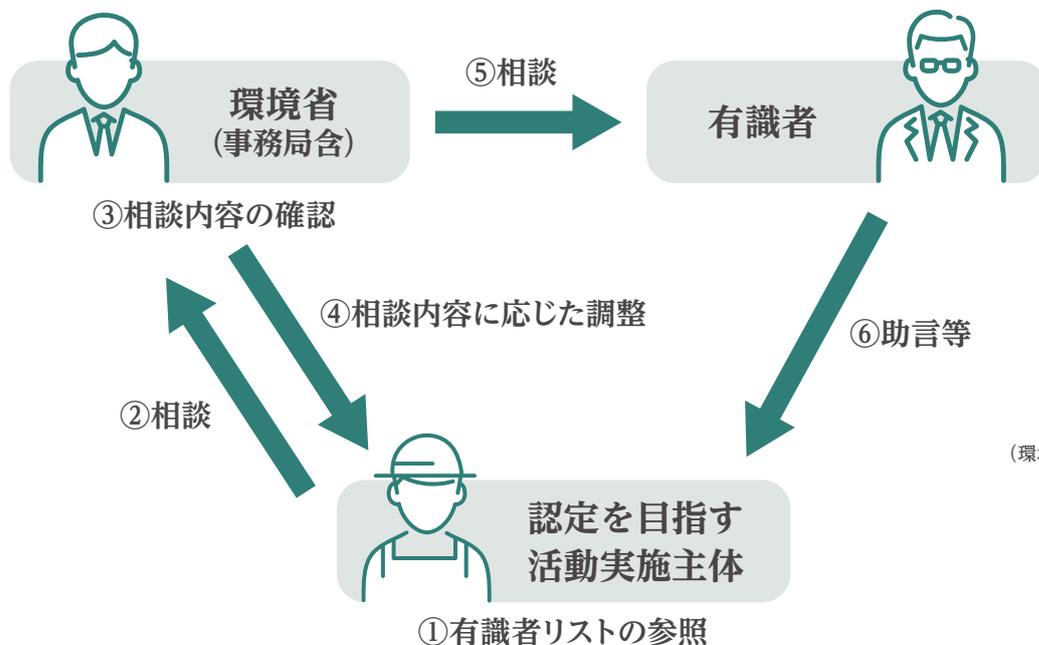
「30by30目標」達成に向け、

今後日本として現状の保護地域
(陸域約20%、海域約13%)の拡充

OECMの設定・管理に関する
取り組みを推進

専門的助言を求める相談者(認定を目指す方や保全活動を行っている方)と専門的な知識を持つ有識者をマッチングする制度があります。

有識者マッチング制度のイメージ




相談・受付について
(環境再生保全機構ホームページ)


自然共生サイトについて
(環境省ホームページ)



独立行政法人 環境再生保全機構 自然共生部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310ミューザ川崎セントラルタワー
TEL: 044-520-9543 E-mail: 30by30@erca.go.jp



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

活動のご相談は地方環境事務所へ



環境省地方環境事務所では、自然共生サイトの申請に係るサポートを行っています。

- 目標の設定や活動手法の選定等に関する技術的な助言
- 特例（自然公園法その他の環境省が所管するものに限る。）の活用に必要な手続について

環境省地方環境事務所一覧

北海道地方環境事務所	〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎3F TEL：011-299-1953 FAX：011-736-1234 北海道から釧路自然環境事務所の管轄区域を除いた区域
釧路自然環境事務所	〒085-8639 北海道釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎4階 TEL：0154-32-7500 FAX：0154-32-7575 北海道のうち、釧路市、北見市、網走市、紋別市、根室市、網走郡、斜里郡、常呂郡、紋別郡、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、標津郡、野付郡、目梨郡
東北地方環境事務所	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6F TEL：022-722-2876 FAX：022-722-2872 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東地方環境事務所	〒330-9720 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館6階 TEL：048-600-0816 FAX：048-600-0517 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県
中部地方環境事務所	〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL：052-955-2131 FAX：052-951-8889 石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県
信越自然環境事務所	〒380-0846 長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎 TEL：026-231-6570 FAX：026-235-1226 富山県、長野県
近畿地方環境事務所	〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番75号 桜ノ宮合同庁舎4階 TEL：06-6881-6504 FAX：06-6881-7700 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国地方環境事務所	〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎11F TEL：086-223-1586 FAX：086-224-2081 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地方環境事務所	〒860-0047 熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟4階 TEL：096-322-2433 FAX：096-322-2447 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県。鹿児島県から沖縄奄美自然環境事務所の管轄区域を除いた区域
沖縄奄美自然環境事務所	〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1丁目15番15号 那覇第一地方合同庁舎1階 TEL：098-836-6400 FAX：098-836-6401 鹿児島県のうち奄美市及び大島郡、沖縄県